

東彼杵町の事務・事業にかかる温暖化対策実行計画

平成20年3月

東彼杵町

目 次

1	計画策定の背景	_____
2	計画策定の目的	_____
3	計画の対象となる温室効果ガス	_____
4	計画の対象となる町の事務及び事業の範囲	_____
5	二酸化炭素排出量の現状	_____
6	計画の期間及び目標	_____
7	具体的取り組み	_____
	(1) 電気使用量の削減	_____
	(2) 燃料使用量の削減	_____
	(3) 省資源の徹底	_____
	(4) 職員等の意識啓発	_____
8	推進体制	_____
9	点検・調査の実施	_____
10	計画の進捗状況の公表	_____
11	その他	_____
参 考		_____

計画策定の背景

地球温暖化問題とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇し、自然の生態系及び人類に悪影響を及ぼすものであり、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである。

1997年12月に、長期的・継続的な排出削減の第一歩として、先進国の温室効果ガス〔二酸化炭素（ CO_2 ）、メタン（ CH_4 ）、一酸化二窒素（ N_2O ）、ハイドロフルオロカーボン（ HFC ）、パーフルオロカーボン（ PFC ）、六ふっ化流黄（ SF_6 ）の6物質〕の排出量について法的拘束力のある数値目標を盛り込んだ「京都議定書」が採択され、我が国については、温室効果ガスの総排出量を「2008年から2012年の第一約束期間に、1990年レベル（ HFC 、 PFC 、 SF_6 については1995年を基準とすることができる。）から6%削減」するとの目標が定められた。

その議定書が2005年2月に発効し、これを受けて地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、地球温暖化対策推進法という。）が改正されるとともに、2005年4月に京都議定書目標達成計画が閣議決定された。

国においては、京都議定書目標達成計画に基づき、環境と経済の両立や国民、事業者などすべての主体の参加・連携の促進などを基本的考え方として、総合的な温室効果ガスの排出削減対策を推進することとしている。

また、地球温暖化対策推進法第21条においては、地方公共団体の義務として、京都議定書目標達成計画に即して、「温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画（以下「実行計画」という。）」の策定と公表並びに実行計画に基づく措置の実施状況（温室効果ガスの総排出量を含む。）の公表が規定されている。

2 計画の目的

町自らが地球温暖化防止に向けた取り組みを率先して実行することにより町の事務及び事業に関わる温室効果ガスの排出削減を図り、ひいては、町民、事業者等の地球温暖化防止に向けた自主的かつ積極的な行動を促進することを目的とする。

3 計画の対象となる温室効果ガス

（1）温室効果ガスの種類

本計画の対象となる温室効果ガスは、二酸化炭素とする。

ただし、必要に応じて、地球温暖化対策推進法第2条第3項に規定されている次の物質についても対象とする。

- ① メタン
- ② 一酸化二窒素
- ③ ハイドロフルオロカーボン（13種類）
- ④ パーフルオロカーボン（7種類）
- ⑤ 六ふっ化硫黄

（2）温室効果ガスの特性

温室効果ガスの特性を次表に示す。

温室効果ガス	人 為 的 発 生 源	地球温暖化係数
二酸化炭素	石油や天然ガスなど化石燃料の燃焼廃棄物などの燃焼	1
メタン	化石燃料の燃焼 家畜の反すう、ふん尿 水田土壌 下水処理 自動車の走行	21
一酸化二窒素	化石燃料の燃焼 窒素肥料の施肥 麻酔ガスの使用 自動車の走行	310
ハイドロフルオロカーボン (13種類)	冷蔵庫やエアコンの冷媒 スプレーなどの充填剤 廃棄時の漏洩	1,300 など
パーフルオロカーボン (7種類)	半導体のエッチングガス 半導体などの製品の洗浄	6,500 など
六ふっ化硫黄	電気絶縁ガス 半導体のエッチングガス	23,900

※地球温暖化係数：地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値

4 計画の対象となる町の事務及び事業の範囲

この計画の対象範囲は、「本町行政に係る事務及び事業」とするため、庁舎、各課教育委員会、各学校、その他の公共施設の事務及び事業とする。ただし、公共事業のように民間に委託して行う事業や町有施設の管理一切を民間に委託している事業（施

設管理において、通常の管理は委託しているものの、光熱水費などを直接支払っている場合を除く。）は含まないものとする。

5 二酸化炭素排出量の現状（基準年度平成18年度の排出量）

項目		単位	使用料	排出係数	排出量 (kg)	割合 (%)
燃料 使用 量	ガソリン	リットル	18, 130	2.32	42, 062	4.0
	灯油	リットル	47, 231	2.49	117, 605	11.0
	軽油	リットル	2, 488	2.62	6, 519	0.6
	A重油	リットル	14, 516	2.71	39, 338	3.7
	LPG	kg	12, 029	3.00	36, 087	3.4
電気使用量		KWh	2, 182, 246	0.378	824, 889	77.3
合 計 排 出 量					1, 066, 500	100.0

6 計画の期間及び目標

(1) 計画の目標年度及び基準年度

本計画の期間は平成20年度を初年度とし、平成24年度を目標年度とする。

また、平成18年度を基準年度とする。

(2) 二酸化炭素の排出削減目標

削減目標量及び削減率、目標年度排出量は次のとおりとする。

二酸化炭素：基準年度排出量（平成18年度）	1, 067 トン
削減目標量（平成18年度比）	64 トン
削減率（18年度比）	6 %
目標年度排出量	1, 003 トン

(3) 項目別削減目標

項 目		基準年度の量	削減率	目標年度の量
二酸化炭素排出量		1, 0 6 7 トン	6 %	1, 0 0 3 トン
燃料 使用 量	ガソリン	1 8、1 3 0 リットル	5 %	1 7、2 2 4 リットル
	灯 油	4 7、2 3 1 リットル	7 %	4 3、9 2 5 リットル
	軽 油	2、4 8 8 リットル	3 %	2、4 1 3 リットル
	A重油	1 4、5 1 6 リットル	7 %	1 3、5 0 0 リットル
	液化石油ガス (LPG)	1 2、0 2 9 kg	4 %	1 1、5 4 8 kg
電気使用量		2, 1 8 2, 2 4 6 k w h	4 %	2, 0 9 4, 9 5 6 k w h

7 具体的な取り組み

(1) 電気使用量の削減

① 章エネ運動の徹底

照明、パソコン等のこまめな節電

- a 昼休みは廊下を除き、原則消灯するとともに、時間外勤務時間には不必要な照明を消灯する。
- b 日中、窓側で十分な照度が確保できる場所は消灯する。
- c 長時間席を離れるときは、パソコンの電源を切る。また、昼休みも必ずパソコンの電源を切る。また、帰宅時はパソコンのコンセントを抜く。ただし、支障ある機器は除く。
- d コピー機は余熱機能を活用する。
- e 照明器具の電球や反射傘（板）をこまめに磨き、照明器具の性能保持に努める。
- f コピー機の集中管理を徹底することにより台数を削減する。
- g 湯沸かし室やトイレ、倉庫等断続的に使用する箇所の照明は使用する都度点消灯する。
- h 照明器具に光反射版を取り付け、照度を上げることにより、蛍光灯の本数の削減や機器による調光量の調整を行う。
- i 自動販売機の設置台数の見直しや、省エネルギー型への転換について設置業者に協力を求める。
- j 執務室内の照明器具は、それぞれに天候、室内の状況に応じた適切な点消灯の管理を行うため、個々に消灯できるようにする。

エレベータの利用自粛

- a 庁内の異動には階段の利用に努め、エレベータの利用を削減する。

冷暖房の効率的使用

- a 冷暖房は適切な温度に設定し（冷房は28度、暖房は19度を基準温度とする。）過度とならないよう空調管理を行う。
- b 冷暖房効率を上げるために、カーテン、ブラインドを活用する。

クールビズ・ウォームビズの励行

- a 夏季（6月～9月の執務時は、原則としてネクタイを着用しないなど軽装を励行する。
- b 冬季（12月～2月）の執務時は、重ね着をするなど暖かい服装を励行する。

給湯設備の適切な使用

- a 電熱機器（コーヒーマーカー、電気ポット等）の使用自粛

① 省エネルギー設備、機器への更新促進

消費電力の小さい省エネ型の電子機器等やマルチ方式の空調機器など電力消費のより少ない機器等への更新を促進する。

② その他の取り組み

業務効率化による照明やパソコン等電子機器の使用時間削減等。

（2）燃料使用量の削減

① エコドライブ推進運動の展開

- a 経済速度（経済速度を心に留め、臨機応変に省エネ運転を心がける。）
- b 急発進急加速や不必要なアイドリング等をしない。
- c タイヤの空気圧調整など定期的な整備。
- d 不必要な荷物を積みっぱなしにしない。
- e 合理的な走行ルートを選択による効率的、合理的な運行。
- f 低燃費車、低排出ガス車の優先的、計画的使用。
- g カーエアコンは適切な温度を保ち過度とならないよう心がける。

② 低燃費車の導入

環境物品等調達方針に基づく低燃費車の導入を促進。

③ 省エネ設備の導入及び燃料転換の促進等

省エネ型の設備の導入を図るとともに、空調機器等の燃料について、重油から、より排出係数の小さい燃料種への転換を促進する。

（3）省資源の徹底

① コピー用紙使用の節減

- a 両面印刷及び不要文書、ミスコピーの裏面利用（コピーやファクシミリ等）を徹底するとともに、町内文書には使用済み用紙の裏面を利用する。
- b ミスコピー防止のため、コピー機使用後は、必ずオールクリアボタンを押し、不用紙が発生しないようにする。
- c 町内LANを活用し、ペーパーレス化を進める。
- d 会議資料は簡素化と共有化を図り、ページ数や部数を必要最小限とする。
- e 各種資料は共有化を図り、個人所有の資料はなくすようにする。
- f 会議において事前に配布されている資料は配付しない。
- g 特に必要がないと思われるときは、ファクシミリの送付状を省略し、送受信者名等は本文余白を利用する。
- h 町機関相互の文書の送付にあたっては、使用済み封筒を活用する。
- i 会議においては、原則として封筒を配布しないこととし、配布資料等の量が多い場合はあらかじめ出席者に袋などの持参をお願いする。

② 廃棄物の減量化

- a 冊子、パンフレット、ポスター、報告書等の印刷物については、PR効果などを勘案して、発行の必要性の有無、発行回数、発行部数、ページ数を精査し、必要最小限とする。
- b 古封筒を活用する。（再掲）
- c 両面コピーにより紙使用量を削減する。（再掲）
- d 使い捨て容器を使用した製品の購入を控える。
- e 詰め替え可能な製品（洗剤、文具等）を利用する。
- f 簡易包装製品を選択し、購入する。
- g 備品、事務用品等については、修繕等により長期使用を図る。
- h ファイルは再使用する。
- i 備品等の一括管理を実施し、類似備品の購入を控える。

③ 水道水使用量の削減

- a 水道水圧調整を実施するとともに節水を励行する。
- b 公用車の洗車にあたっての節水を励行する。
- c 流水音発生機や感知器の洗浄弁や自動水洗など、節水に有効な器具の設置を進める。
- d 水漏れ点検を徹底する。

水道水の有効利用は浄水場におけるエネルギー使用量の削減につながる。また、下水処理施設等におけるエネルギー使用量の削減とともに、温室効果ガスであるメタンの排出量も抑制される。

(4) 職員等の意識啓発

- ① 各所属や機関においては、取り組みの推進を図るため張り紙を掲示するなど、職員の意識啓発に努める。
- ② 環境に関するシンポジウム、研修会等への職員の参加に対し配慮する。
- ③ 各部局が実施若しくは関係する環境に関するシンポジウム、研修会、地域活動の情報を各職場に提供する。
- ③ 庁舎、施設、学校等の一般利用者や生徒等への意識啓発を図る。

8 推進体制

- (1) 超行政組織全体（課・所・局）が主体的に取り組むことを原則とする。
- (2) グリーン商品購入について推進する。
- (3) 実行計画の実効性を確保するため、各課等の長はそれぞれの課等における推進責任者として、実行計画の趣旨、内容を職員に周知徹底し、実行計画を率先して実行するとともに実践しやすい環境づくりに努め、取り組み状況の把握、管理を行う。

9 実施状況の点検・評価

定期的に実行計画の取り組み状況の把握、点検及び問題点を検討し、評価・見直し等を行い、継続的な向上を図る。

10 計画の推進状況の公表

実行計画の取り組み結果については、各機関の実績を取りまとめ毎年度公表する。

11 その他

この計画に関する事務は、町民課において関係機関の協力の下に行う。

この計画は、平成20年4月1日から適用する。

参 考

- ◎ 地球温暖化対策の推進に関する法律（関係部分抜粋）

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体の事務及び事業に関する実行計画等)

第21条 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画（以下この条において「実行計画」という。）を策定するものとする。

2 都道府県及び市町村は、実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 都道府県及び市町村は、実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガスの総排出量を含む。）を公表しなければならない。

◎ 京都議定書目標達成計画（関係部分抜粋）

第3章 目標達成のための対策と施策

第1節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

2. 「地方公共団体」の基本的役割

(1) 地域の特性に応じた対策の実施

地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するように努める。

例えば、省CO₂型の町づくり、公共交通機関や自転車の利用促進、バイオマスエネルギー等の新エネルギー等の導入など、地域の自然的社会的条件に応じた先駆的で創意工夫を凝らした対策に取り組む。

(2) 率先した取組の実施

地方公共団体自身が率先的な取組を行うことにより地域の模範となることが求められる。このため、地球温暖化対策推進法に基づき、地方公共団体の事務及び事業に関し実行計画を策定し、実施する。

(3) 地域住民等への情報提供と活動推進

都道府県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策協議会が指定、委嘱、組織されている場合には、その活用を図りながら、教育、民間団体支援、先駆的取組の紹介、相談への対応を行うように努める。

第2節 地球温暖化対策及び施策

2 横断的施策

(4) 公的機関の率先的取組の基本的事項

②地方公共団体の実行計画等

都道府県及び市町村は、地球温暖化対策推進法第21条に基づき「該当都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画」（以下「地方公共団体の実行計画」という。）を策定することが義務付けられている。

策定に際しては、国が策定するマニュアルを参考にしつつ、「政府の実行計画」の規定に準じて策定すること、特に以下の点に留意することが期待される。

- 目 標
 - ・温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標と達成期限を掲げる。
- 対象範囲
 - ・地方公共団体においては、庁舎等におけるエネルギー消費のみならず、廃棄物処理事業、上下水道事業、公営の公共交通機関、公立学校、公立病院等の運営といった事業からの排出量が大きな割合を占める場合がある。このため、こうした事業についても対象とする。
 - ・特に、庁舎等の使用電力については、省CO₂化を図る。
- 評価体制
 - ・定期的に実施状況の点検を行い、その結果を公表する。
 - ・点検結果の公表に当たっては、総排出量の実ならず、取組項目ごとの進捗状況、施設単位あるいは組織単位の進捗状況について目標値や過去の実績値等との比較を行うなどの評価を行い、これを合わせて公表する。

なお、国は透明性の確保の観点から、地方公共団体の公表した結果について取りまとめ、一覧性をもって公表するものとする。

また、地方公共団体はグリーン購入法に基づき、環境物品等の調達を推進を図るための方針を作成するなどにより、グリーン購入の取組につとめるものとする。

◎ 温室効果ガスのうちハイドロフルオロカーボン及びパーフルオロカーボンの種類

(1) ハイドロフルオロカーボン

ハイドロフルオロカーボンの種類	地球温暖化計数
トリフルオロメタン（HFC23）	11,700
ジフルオロメタン（HFC32）	650
フルオロメタン（HFC41）	150
1・1・1・2・2ペンタフルオロエタン（HFC125）	2,800

1・1・2・2テトラフルオロエタン (HFC 1 3 4)	1, 0 0 0
1・1・1・2テトラフルオロエタン (HFC 1 3 4 a)	1, 3 0 0
1・1・2トリフルオロエタン (HFC 1 4 3)	3 0 0
1・1・1トリフルオロエタン (HFC 1 4 3 a)	3, 8 0 0
1・1ジフルオロエタン (HFC 1 5 2 a)	1 4 0
1・1・1・2・3・3・3ヘプタフルオロプロパン (HFC 2 2 7 e a)	1, 9 0 0
1・1・1・3・3・3ヘキサフルオロプロパン (HFC 2 3 6 f a)	6, 3 0 0
1・1・2・2・3ペンタフルオロプロパン (HFC 2 4 5 c a)	5 6 0
1・1・1・2・3・4・4・5・5・5デカフルオロペンタン (HFC 4 3－1 0 m e)	1, 3 0 0

(2) パーフルオロカーボン

パーフルオロカーボンの種類	地球温暖化係数
パーフルオロメタン (PFC 1 4)	6, 5 0 0
パーフルオロエタン (PFC 1 1 6)	9, 2 0 0
パーフルオロプロパン (PFC 2 1 8)	7, 0 0 0
パーフルオロブタン (PFC 3 1－1 0)	7, 0 0 0
パーフルオロシクロブタン (PFC—c 3 1 8)	8, 7 0 0
パーフルオロペンタン (PFC 4 1－1 2)	7, 5 0 0
パーフルオロヘキサン (PFC 5 1－1 4)	7, 4 0 0

温室効果ガスの種類別、活動別

(表 7)

温室効果ガスの種類	活 動 別	二酸化炭素換算排出量 (kg)
二酸化炭素	ガソリン	4 2, 0 6 2
	灯油	1 1 7, 6 0 5
	軽油	6, 5 1 9
	A重油	3 9, 3 3 8
	液化石油ガス (L P G)	3 6, 0 8 7
	電気使用量	8 2 4, 8 8 9
合計		1, 0 6 6, 5 0 0

(4) 排出係数の特性

温室効果ガスの排出状況を、燃料使用量など活動別に排出される二酸化炭素に換算した排出量でみると、電気の使用によって排出される二酸化炭素が約 77%と最も大きく、次に燃料関係が約22%を占め、この二項目で全体のほぼ99%以上を占めている。

また、温室効果ガスの種類別では、二酸化炭素の排出量が全体の約99%以上を占めている。

6. 計画の目標年度

実行計画の計画期間は5年を1期とし、5年ごとに見直すものとする。

なお、計画の期間は、平成20年度を初年度とし平成24年度を第1期の目標年度とする。

7. 温室効果ガスの削減目標

(1) 温室効果ガス削減のための数値目標

① 地球温暖化防止京都会議で、我が国は、温室効果排ガス量を平成20年から平成24年の期間に、平成2年レベルから6%削減することを約束していること。

② 我が国における平成18年度の二酸化炭素排出量は、13億4,100万ト

ンで平成2年の排出量から6.4%上回っており、議定書の6%削減約束の達成には、7.0%の排出削減が必要である。

③ ①及び②の観点から、国として平成24年度までに-6.0%程度削減する必要があること。

④ 温室効果ガスの排出は、直接的には施設等で使用される燃料などに由来するが、紙の使用は二酸化炭素を吸収する森林に関係すること。また、廃棄物を有効に活用することは、一面において原料の生産過程におけるエネルギー消費量を削減できることや、限りある資源を有効に活用することなどを踏まえる。

1) 電気、燃料等の使用にあたっての目標

○電気使用量を平成24年度比（以下「目標」）4%以上削減する。

平成18年度使用量	2, 182, 246 kwh
目標年度使用量	2, 094, 956 kwh

○燃料使用量を7%以上削減する。

庁舎等の冷暖房の節約

A重油 平成18年度使用量	14, 516 L
目標年度使用量	13, 500 L

2) 廃棄にあたっての目標

町の事務事業により発生する廃棄物発生量を各部局において抑制するよう努めるものとする。

3) 施設の解体にあたっての目標

木材、コンクリート、アスファルトの3種類の再資源化を発注者に義務付ける建設工事特定資材再資源化法が、2、002年度に施行され、施設の解体にあたっては、適正な再資源化、廃棄処理に努める。

(2) 温室効果ガス排出削減目標

二酸化炭素が温室効果ガスの99%以上を占めていることから二酸化炭素のみを削減対象物質とし削減の方法は電気、燃料の使用量の削減による。

削減目標量及び削減率は次のとおりとする。

二酸化炭素：削減目標量	64, 000 kg
削減率	6.0%

- ※ 電気使用量の削減目標量に相当する二酸化炭素の量＝49,494kg
燃料使用量の削減目標量に相当する二酸化炭素の量＝14,506kg

(3) 社会基盤整備による温室効果ガス排出量増の取り扱い

本計画は、平成18年度の状況を基準としており、平成19年度以降の新規施設については、本計画の削減目標から除外するものとする。但し、施設の更新（統廃合を含む）によるものは含むものとする。

なお、計画の見直し時には当該期間に稼動したものも含め削減対象とする。

8. 温室効果ガス削減のための取り組み

(1) 物品の購入にあたっての取り組み

① 用紙類

用紙類の購入にあたっては、グリーン購入リスト等を参考に古紙配分率の高い物を購入する。

② 電気製品

○電気製品は、エネルギー消費効率の高い省エネルギー型の製品を購入する。なお、電気製品のリースにあたっては同様とする。

○蛍光灯は、インバータ式の製品など省エネルギー型の製品を購入する。

③ 文具、事務機器等一般事務用品

○エコマークやグリーンマークなど、環境マークが表示されているものや同等の製品の購入を図る。

○詰替え可能な文具等を購入する。

○納品時には、使用されていた包装材や容器等は納入業者での再利用を要請する。

④ 公用車

自動車の更新時は、使用目的の特殊事情を除き、低公害車、低燃費車の購入に努める。

⑤ その他

リターナブル容器で販売されている製品や再生品、環境にやさしい製品の購入に努める。

(2) 事務事業にあたっての取り組み

①用紙使用量の削減

- コピー機の使用にあたっては、両面コピーに努め、使用後はオールクリアーボタンを押しミスコピーを防止する。
- 各種資料は簡素化と共有化を図り、ページや部数を必要最小限とする。
- 会議において、事前に配布されている資料は配布しない。
- 使用済みの封筒の活用を努める。
- 会議においては、原則として封筒を配布しない。
- 庁舎内の連絡事項については、口頭や庁内放送を最大限利用する。
- 庁舎内の連絡事項は、原則として口頭並びに庁内放送等を活用する。

②電気使用量の削減

- 昼休みの照明は、昼休み窓口業務など業務遂行上必要な照明を除き消灯するとともに、時間外勤務時には不必要な照明は消灯する。
- 日中、窓側で十分な照度を確保できる場所は消灯する。
- 長時間席を離れる時は、ワープロ、パソコンのコンセントを抜くこととする。
また、昼休みは、業務遂行上支障をきたさない端末機、コピー機等の電源を切ることとする。
- トイレの照明は必要最小限にとどめ、湯沸し室、倉庫等は使用の都度消灯点灯をする。
- 冷暖房の空調機は適切な温度に設定し、過度とならないよう空調管理を行う。
- 夏季の庁内執務時は、原則としてネクタイを着用しないなど軽装を励行する。
- 待機電力を使用する機器で、使用頻度が密でないものはコンセントを抜いておく。

③燃料使用量の削減

- 冷暖房は適切な温度に設定し、過度とならないよう空調管理を行う。
- 公用車の燃料使用量削減
 - ・待機中はエンジンを停止する。
 - ・急発進、急加速を控え、むだな荷物は積載しないようにし、適正な変則ギアで走行する。
- ガス湯沸し器の種火を止栓、石油ストーブの適正な燃焼管理に努める。

④水道使用量の削減

- 節水に努めるとともに、節水に有効な器具の設置を進める。

○水漏れの点検を徹底する。

(3) 廃棄物発生量の削減と資源化

○冊子、パンフレット、ポスター、報告書等の印刷物は、効果を勘案し、発行回数、発行部数、ページ数は必要最小限とする。

○古封筒を活用する。

○両面コピーにより紙の使用量を削減する。

○使い捨て容器を使用した製品の購入を控え、詰替え可能な製品を購入する。

○簡易包装製品を選択、購入する。

○備品、事務用品等については、修繕等により長期使用を図る。

○ファイルは再利用する。

○町の分別収集計画に従い、分別を徹底し再資源化を図る。

(4) 建築物の建築及び管理等にあたっての取り組み

町有施設の整備、管理にあたっては、環境に配慮した施設整備を図り、省資源、省エネルギー型の施設の導入に努める。

(5) 町発注工事や施設管理委託にあたっての取り組み

○事業の発注に際し、環境への負荷の低減を受注者に対して要請する。

○施設の管理を委託する場合は、燃料使用量や電気使用量などの削減による温室効果ガス排出抑制の取り組みを要請する。

9. 温室効果ガス排出状況や取り組み達成状況の把握

(1) 調査報告

①各活動量の調査は、各課、委員会、事務局等（以下「課等」という。）に担当者を配置し、条例の事務分掌に従い関係分を取りまとめ、様式1「地球温暖化対策の推進に関する法律による活動量調査票」、並びに様式2「活動量の把握」により調査する。

なお、調査期間は、年度による。

②報告については、各年度に調査した様式1、並びに様式2を課等の担当者が、所属する課長等に提示説明した後、4月30日までに町民課長へ提出する。

10. 職員の研修

全職員を対象として、環境に関する研修会等へ参加できるよう配慮し、必要に応じ情報を提供する。

1 1. 計画の推進体制

実行計画を効果的に実施するため課長会議を活用し、課等内への周知徹底と点検結果、具体的取り組みの検討を行う。

点検については、課等の課長等が条例の事務分掌に従い、関係分を様式3「温室効果ガス排出抑制の取り組み点検票」により点検を行う。

点検結果について、取り組みが不十分な項目については改善目標を明記し、町民課長へ提出する。

町民課長は、提出があった点検表を取りまとめ、課長会議に報告する。

なお、点検は当面毎月実施し、点検項目にない実行計画については課等で十分な効果が得られるよう努力するとともに、具体的に取り組みを実施している場合はそのことを付記する。

1 2. 計画の進捗状況の公表

この計画の実施状況等に関する報告を毎年度取りまとめ、翌年度の7月を目途に公表する。

様式 1

課名

係名

地球温暖化対策の推進に関する法律による
活動量調査票（ 年度分）

調査項目			活動量	単位
燃料 使用 量	ガソリン			L
	灯油			L
	軽油			L
	A重油			L
	液化石油ガス（L P G）			Kg
電気使用量				Kwh
電気使用量（外灯等）				Kwh
自動車 走行 量	ガ ソ リ ン	普通乗用車		Km
		軽自動車		Km
		普通貨物車		Km
		小型貨物車		Km
		軽貨物車		Km
		特殊用途車		Km
	軽 油	普通貨物車		Km
		特殊用途車		Km
HFC-134a 封入カーエアコンの使用				台
水道使用量				m ³
電 気 使 用 量 が 大 き い も の 調 べ	①クーラー	台	②パソコン	台
	③プリンター	台	④コピー機	台
	⑤コピー枚数	枚	⑥冷蔵庫	台
	⑦	台	⑧	台

- ※ 1 活動量の把握票（様式 2）で把握した数字を集計し記入して下さい。
2 L P Gについては単位に注意して下さい。（m³ から kg への変換は kg=m³／

0.482)

3 提出期限 6月20日

様式 2

活動量の把握（ 年度分）

[illegible]

※ 1 把握の根拠及び温暖化ガスの排出抑制のための個別資料となります。公表の基礎となりますので漏れのないよう正確をお願いします。

2 提出期限 6 月 2 0 日

様式 3

課名等

記入者名

温室効果ガス排出抑制の取り組み点検票

期間 1 ヶ月を 1 点検期間とし、翌月 10 日までに環境衛生課長に提出

各課等における点検（下記点検項目を A B C から選び○で囲む）

A できている B 不十分 C 該当なし

1 電気使用量の削減

- ①昼休みの不必要な照明の消灯 A .
 B ・ C
- ②時間外勤務時の不必要な照明の消灯 A .
 B ・ C
- ③昼休み等使用していないパソコン等電気器具の電源を切る A ・ B ・ C

2 コピー機の使用について

- ①極力両面コピーとしている A .
 B ・ C
- ②使用後はクリアー（リセット） ボタンを押す A ・ B ・ C
- ③同じ書類が 30 枚を超える時は印刷機を使用する A ・ B ・ C
- ④ミスコピーは重要書類を除きメモ用紙として活用する A .
 B ・ C

3 ワープロ・パソコン・端末機等の電気器具

- ①ワープロ・パソコンは長時間席を離れるコンセントを抜く A ・ B ・ C
- ②コピー機は昼休み待機モードにしておく A ・ B ・ C

4 公用車について

- ①待機中はエンジンを切る A ・ B ・ C

5 その他

- ①バインダーは再利用する A ・ B ・ C
- ②会議等において資料は必要最小限にとどめる A .

$$B \cdot C$$

地球温暖化対策の推進に関する法律（関係部分抜粋）

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

（基本方針）

第7条 政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する基本方針を定めなければならない。

（地方公共団体の事務及び事業に関する実行計画等）

第8条 都道府県及び市町村は、基本方針に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画（以下この条において「実行計画」という。）を策定するものとする。

2 都道府県及び市町村は、実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 都道府県及び市町村は、実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガスの総排出量を含む。）を公表しなければならない。

目 次

1	計画策定の背景	1
2	計画策定の目的	1
3	計画の対象となる温室効果ガス	1
	(1) 温室効果ガスの種類	1
	(2) 温室効果ガスの人為的発生源と地球温暖化係数	2
4	計画の対象となる事務事業の範囲	2
5	町の事務事業における温室効果ガスの排出状況と特性	3
	(1) 温室効果ガスの発生原因となる燃料使用量などの現状	3
	(2) 温室効果ガス排出量算定方法	4
	(3) 温室効果ガスの排出状況	4
	(4) 排出係数の特性	7
6	計画の目標年度	7
7	温室効果ガスの削減目標	8
	(1) 温室効果ガス削減のための数値目標	8
	1) 電気、燃料等の使用にあたっての目標	8
	2) 廃棄にあたっての目標	8
	3) 施設の解体にあたっての目標	8
	(2) 温室効果ガス排出削減目標	9
	(3) 社会基盤整備による温室効果ガス排出量増の取り扱い	9
8	温室効果ガス削減のための取り組み	9
	(1) 物品の購入にあたっての取り組み	9
	(2) 事務事業にあたっての取り組み	
10		
	(3) 廃棄物発生量の削減と資源化	
11		
	(4) 建築物の建築及び管理等にあたっての取り組み	

1 1	
(5) 町の発注工事や施設管理委託にあたっての取り組み	1 1
9 温室効果ガス排出状況や取り組み達成状況の把握	1 1
(1) 調査報告	1 1
10 職員の研修	1 1
11 計画の推進体制	1 2
12 計画の進捗状況の公表	1 2

様式1 地球温暖化対策の推進に関する法律による活動量調査票（年度分）

様式2 活動量の把握（年度分）

様式3 温室効果ガス排出抑制の取り組み点検票

地球温暖化対策の推進に関する法律（関係部分抜粋）